くほう 労働者支援だより





日曜労働相談会のご案内



解雇、賃金未払い、いじめやパワハラなど、労働問題に関するご相談を お受けします。一人で悩まず、お気軽にご相談ください。

[日 時] **令和6年6月23日(日)**

10:00~18:00まで(受付は17:30まで)

福岡県筑豊労働者支援事務所 【場 所】

飯塚市新立岩8-1 福岡県飯塚総合庁舎 別館2階

(電話) 0948-22-1149

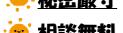
◎予約優先(予約なしでも可)。

◎来所のほか、電話相談もお受けしています。

(労働者・使用者いずれの相談も対応いたします。)

◎相談内容によっては、弁護士と連携した相談も行います。







(無料) のお知らせ



筑豊労働者支援事務所では、労働条件、解雇、職場のいじめなどの労働問題について の相談をお受けしています。労働者及び使用者どちらからの相談にも対応しています。

通常相談 (来所・電話)	月曜日〜金曜日(祝日・年末年始を除く) 8:30~17:15	筑豊労働者支援事務所 福岡県飯塚総合庁舎	相談電話 0948-
夜間電話相談	毎週水曜日(祝日の場合は翌日) 17:15 ~ 20:00	別館2階 飯塚市新立岩8番1号	22-1149
メール相談受付	随時受付 ※回答は電話等で行います	専用メールアドレス chikuhou-rso@pref.fukuoka.lg.jp	

★出張労働相談も実施しています。

前日12時までの予約が必要です。予約電話番号 0948-22-1149 (筑豊労働者支援事務所)

宮若市:毎月第2火曜日 13:00~16:00【会場:宮若市役所 会議室】

直方市:毎月第3火曜日 13:00~16:00【会場:直方市役所 1階市民田川市:毎月第4水曜日 13:00~16:00【会場:田川市役所内会議室】 1 階市民相談室】

嘉麻市:随時受付【会場:嘉麻市役所本庁舎 会議室】

※直方市、田川市では事前にお申し込みいただければ、上記日程以外でも相談を受付けています。

★職場の悩み相談(女性対象、前日12時までの予約が必要です。)

飯塚市:毎月第1水曜日 10:00~12:00【会場:イイヅカコミュニティセンター】 予約電話番号 0948-22-7058(飯塚市男女共同参画推進センター・サンクス)

2024年4月から労働条件明示のルールが変わりました

労働条件 通知書

労働契約の締結・更新のタイミングの労働条件明示事項が追加されました。

対 象	明示のタイミング	新しく追加された明示事項	
すべて <i>の</i> 労働者	労働契約の締結時と 有期労働契約の更新時	1. 就業場所・業務の変更の範囲	
	有期労働契約の 締結時と更新時	2. 更新上限の有無と内容	
		併せて、最初の労働契約の締結より後に更新上限を新設・短縮する場合は、その理由を労働者にあらかじめ説明することが必要になります。	
有期契約 労働者	無期転換ルール※に 基づく無期転換申込権が 発生する契約の更新時	3. 無期転換申込機会 4. 無期転換後の労働条件を決定するに当 併せて、無期転換後の労働条件を決定するに当 たって、就業の実態に応じて、正社員等とのバラン スを考慮した事項について、有期契約労働者に説 明するよう努めなければならないことになります。	

- 1. 「変更の範囲」とは、将来の配置転換などによって変わりうる就業場所・業務の範囲を指します。
- 2. 有期労働契約の締結と契約更新のタイミングごとに、更新上限(有期労働契約の通算契約期間または 更新回数の上限)の有無と内容の明示が必要です。
- 3・4. 「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごとに、無期転換を申し込むことができる旨と 無期転換後の労働条件の明示が必要です。
- ※無期転換ルールとは、同一の使用者との間で、有期労働契約が通算5年を超えるときは、労働者の申込 により、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換する制度です。

詳しい情報はこちらをご参照ください。

- ・改正事項の詳細を知りたい
- → 厚生労働省ウェブサイト ①
- 無期転換の取り組み事例や参考となる資料がほしい
 - → 無期転換ポータルサイト ②
- ・今回の制度改正や労働条件明示、労働契約に関する民事上の紛争について
- → 都道府県労働局/監督課、雇用環境・均等部(室)、全国の労働基準監督署 ③





(2)



3

今後予定している労働相談会



相談会	日時		
職場のハラスメント集中相談会	9月25日(水)、26日(木) 9:00~20:00		
日曜労働相談会	11月24日(日) 10:00~18:00		
解雇・雇止め集中相談会	令和7年2月26日(水)、27日(木) 9:00~20:00		

※会場は、いずれも筑豊労働者支援事務所です。 電話または面談により対応いたします。 このほか、管内市町村と共催で労働相談会を開催予定です。詳しくは日程が決まり次第、市町村 広報誌や県ホームページでお知らせします。

県内企業・事業所の皆様



※ 福岡県筑豊労働者支援事務所からのご提案です。

働き方改革、 はじめませんか?

福岡県働き方改革実行企業

よかばい・かえるばい企業参加募集中!!

「よかばい・かえるばい企業」とは「魅力ある職場づくり」を目指して 働き方を見直すための取組を宣言し、実行する福岡県内の企業様です。

> 「よかばい」とは、 「余暇【よか】を増やす年休取得推進」と 「良い【=よか】(good)」という意味です。





Change!

「定時退社【=かえる】して残業を削減する」と 「変える【かえる】(change)」という意味です。



宣言するメリット

- ▶魅力ある職場づくりに役立つ助成金、セミナー等の情報をメールで入手。
 - 写 有益な最新情報をGet!
- ハローワーク求人票に「働き方改革実行企業」としてPR。
 - ☞ 求職者にイメージアップ!
- 「ふくおか県政推進サポート資金」の融資対象。
 - (ア 県の推進施策へ参画する中小企業への事業資金の融資です。
- ・県の 競争入札 参加資格審査の「地域貢献活動評価」の加点対象。
 - (す 「5 雇用拡大」と「36 働き方改革の推進」が対象。登録以外にも要件があります。… etc.

もちろん、御社の皆様の笑顔が、一番のメリットです!



宣言の例としては・・・

- 〇年次有給休暇を取りやすい職場にします!
- ○業務効率化を図り、時間外労働を削減します!
- 〇子育て、介護をしながら働き続けられる職場にします!
- 〇コミュニケーション<u>を深め笑顔で成長できる職場にします!</u>



詳細、参加申込は右下のQRコード、

または、

働き方かえるばい





登録・参加を お待ちしています



ご説明にもお伺いします。 まずはお電話を。

福岡県筑豊労働者支援事務所 TEL:0948-22-1149

ちょっと、一意

24時間戦えますか? と 勤務間インターバル制度

今は昔、平成(1989年~)の初め、バブル景気終焉のころ、栄養ドリンクのCMソングに「24時間戦えますか」とのフレーズがありました。

ところが、今、令和の時代では、**勤務間インターバル制度**が提唱されています。

実は、EU(欧州連合)では、このころから(1993年~)、この制度が義務付けされていて、現在では、最低、連続11時間の休息期間が必要となっています。



「勤務間インターバル制度」とは、終業時刻から次の始業時刻の間に、一定時間以上の休息時間(インターバル時間)を設けることで、従業員の生活時間や睡眠時間を確保しようとするものです。 「労働時間等設定改善法」(労働時間等の改善に関する特別措置法)が改正され、2019年4月1日より勤務間インターバル制度の導入が事業主の努力義務となりました。

一定のインターバル時間を確保することで、従業員が十分な生活時間や睡眠時間を確保でき、ワーク・ ライフ・バランスを保ちながら働き続けることができます。

(出典:厚生労働省「働き方・休み方改善ポータルサイト」より)

制度導入に取り組む中小企業事業主の皆さまには、厚生労働省の「働き方改革推進支援助成金(勤務間インターバル導入コース)」の支援があります。助成金は、休息時間数(「9時間以上11時間未満」又は「11時間以上」)及び取組に対する成果目標の達成に応じて支給されます。

詳細については、下記URLまたは、右記の2次元コードからご参照ください。

Thttps://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000150891.html

【例:11時間の休息時間(勤務間インターバル)を確保するために始業時刻を後ろ倒しにする場合】



☆ 女性の働きたい! を応援します!

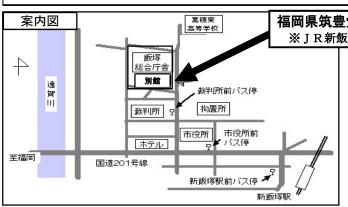
令和6年4月1日から 『福岡県 子育て女性就職支援センター(筑豊) 』が

『福岡県 ママと女性の就業支援センター(筑豊)』 に名称が変わりました!

◆子育て中の女性から、<u>非正規雇用や求職中の女性</u>まで就職支援を広げるため、 就職相談・情報提供、職業紹介に加え、<u>キャリアプランシートの作成を支援し</u>、 より効果的なキャリア形成の相談を行います。

〒820-0004 飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎別館2階 筑豊労働者支援事務所内 ☎ 0948-22-1681

(月~金曜 8:30~17:15 祝日・年末年始を除く)



福岡県筑豊労働者支援事務所(飯塚総合庁舎別館2階) ※JR新飯塚駅から約800メートル(徒歩約15分)

■編集・発行■

令和6年6月発行

福岡県筑豊労働者支援事務所

〒820-0004飯塚市新立岩8番1号福岡県飯塚総合庁舎別館2階■

TEL: 0948-22-1149 FAX: 0948-22-4118



